

物価高騰対応重点支援給付金 (10万円/1世帯)・こども加算給付金のご案内

物価高騰対応重点支援給付金(1世帯あたり10万円)は、
「令和5年度住民税均等割のみ課税世帯」を支援する給付金です。

対象世帯

以下のア、イ、ウ、エいずれにも該当する世帯

ア.令和5年12月1日時点で宗像市に住民票がある世帯

イ.令和5年度の住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯(「令和5年度住民税均等割のみ課税」されている世帯)

ウ.世帯の全員が、令和5年度住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。

(注)住民税における取り扱いとして、扶養をうけているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

エ.世帯の中に、租税条約による免除の適用を届出ている者はいない。

※未申告の方は、申告が必要です。申告手続きを行ったうえで、要件に該当する場合に支給されます。

【こども加算給付金】

基準日(令和5年12月1日)時点で、上記の対象世帯と同一世帯となっている18歳以下(平成17年4月2日以降生まれ)の児童1人あたり5万円【こども加算】を給付します。

物価高騰対応重点支援給付金の支給額

1世帯あたり10万円

※令和5年「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(1世帯あたり3万円)」にて3万円給付を受けている世帯は、7万円の給付となります。

こども加算給付金の支給額

児童1人あたり5万円

対象となる児童の範囲は以下のとおりです。

○基準日(令和5年12月1日)時点で、上記の対象世帯と同一世帯となっている18歳以下(平成17年4月2日以降生まれ)の児童

【例外的に対象になる児童】

a.基準日以降に生まれた新生児(別途申請が必要)

b.対象世帯とは別世帯だが、扶養している児童

※出生期限や申請方法は決まり次第お知らせします。

【例外的に対象とならない児童】

施設入所児童は、対象世帯から施設への住民票の異動有無にかかわらず、原則として対象外です。

申請手続き

支給対象と思われる世帯
「令和5年度住民税均等割のみ課税」
の世帯に申請書が届きます

「申請書」の内容をご確認ください!

申請期限

令和6年8月30日(金)必着
※申請書を必ずご返信ください

支給予定日

令和6年3月下旬より
順次本給付金を支給

申請手続きについて必ず裏面をご確認ください。

給付金の申請手続き

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯

給付金を受け取るには、申請が必要です。

提出書類

- 物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分兼こども加算)申請書(請求書)
- 「申請・請求者本人確認書類」の写し
※運転免許証(表裏)、マイナンバーカード(表面)、パスポート等の写しなどの顔写真付き本人確認書類は「1点」、又は、健康保険証、診療依頼書、介護保険証、年金手帳(年金証書)、診察券などの写しは「2点」
- 「受取口座を確認できる書類」の写し(金融機関名(番号)・支店名(番号)・口座番号・口座名義人(カナ)を確認できる部分)

※令和5年1月1日時点で宗像市に住民票がない方で、本市が令和5年度の課税状況を確認できない場合、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税課税証明書』又はその写し(コピー)の提出を求めています。

※申請書等を受領後、審査を行い、支給要件を満たした世帯へ、3週間を目安に支給します。(3月下旬より順次支給)

配布場所

申請書配布場所:宗像市役所(1階ロビー特設窓口)又はホームページからダウンロード

- ◆ 申請書に必要事項を記入して、添付書類(※1)と一緒に、郵送または特設窓口にご提出ください。
※1 添付書類の詳細については、宗像市物価高騰対応重点支援給付金コールセンターにお問合せください!

[提出期限]

令和6年8月30日(金)必着

申請書(裏面)の「誓約・同意事項」を必ずご確認ください!



物価高騰対応重点支援給付金をかたった

「振り込め詐欺」や「個人情報」の搾取にご注意ください!

自宅や職場などに、都道府県・市区町村や内閣府(の職員)などをかたる不審な電話やメールやサイト、郵便があった場合は、お住いの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください!

お問い合わせ

宗像市物価高騰対応重点支援給付金コールセンターまたは宗像市役所1階ロビー特設窓口
☎ 0940-36-9366 受付時間 8:30~17:00(土日祝を除く)

